

住民税非課税世帯等に対する

伯耆町価格高騰重点支援給付金

コロナ禍において物価高騰の負担感が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）を支援する新たな給付金を支給します。給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯当たり3万円

(1世帯につき1回限り)

対象世帯と手続方法

	(1) 住民税非課税世帯	(2) 家計急変世帯
対象世帯	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年6月1日に伯耆町に住民登録がある 世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税の世帯 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年6月1日に伯耆町に住民登録がある 令和5年1月以降の収入が予想せず減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯 (1)の世帯でない
手続方法	<p>対象と思われる世帯には、町から給付内容や確認事項が書かれた 確認書 をお届けします。(7月上旬頃)</p> <p><u>内容を確認して、返送してください。</u></p>	<p>必要な書類を添えて、<u>住民課へ申請してください。</u></p>

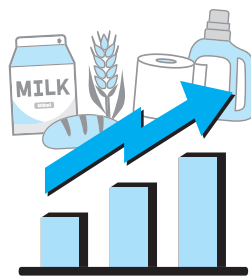
※(1)(2)いずれも、住民税が課税されている人の扶養親族のみからなる世帯は対象外

手続期限

令和5年10月2日(月) ※当日消印有効

※制度の詳細、申請書等はホームページに掲載していますのでご覧ください。

町ホームページ



問い合わせ先 住民課 ☎ 0859-68-5531

おしらせ

INFORMATION

受給資格要件

以下の2つをどちらも満たす人

- ひとり親家庭で、18歳に達する年度末までの子[※]を扶養している人
※平成17年4月2日以降生まれの子
- 世帯全員が令和4年分所得税非課税の人
(16歳未満の扶養親族がいる場合は、扶養控除があると仮計算した結果で判定)

更新・申請に必要なもの

- 健康保険証
- 〈更新する人のみ〉特別医療費受給資格証
- 〈1月2日以降に伯耆町に転入した人のみ〉
令和5年度(令和4年分)所得課税証明書(所得と控除の内訳が分かるもの)

更新・申請窓口

健康対策課 健康増進室 または 分庁総合窓口課

受給資格要件を満たさないひとり親家庭の人でも、児童扶養手当の所得制限未満のとき、別の助成制度(伯耆町医療費助成制度)に当てはまる場合があります。ご相談ください。

問い合わせ先 健康対策課 健康増進室 ☎ 0859-68-5536

ひとり親家庭の特別医療費受給資格証の更新

ひとり親家庭の特別医療費受給資格証の **有効期限は6月30日** です。該当の人は早めに更新手続きをしてください。

また、現在受給資格証を持っていない人でも、受給資格要件をすべて満たす人は受給対象となる場合がありますので、ご相談ください。

